



市老連だより 15

平成 29 年 11 月 1 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

①2018 年度改定に向けた 2 巡目の議論を開始 介護給付費分科会

②地域区分と福祉用具貸与の報酬・基準を議論 介護給付費分科会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

①2018 年度改定に向けた 2 巡目の議論を開始 介護給付費分科会

社会保障審議会・介護給付費分科会は 10 月 27 日開かれ、2018 年度介護報酬改定に向けた 2 巡目の議論をスタートさせました。会議冒頭には、2017 年度介護事業経営実態調査の結果や、マイナス改定の実施を求めた財務省の資料を巡り、介護報酬の引き上げを求める事業者側と引き下げが妥当とする保険者側の意見が対立する場面がありました。なお、分科会は今後、週 1 回のペースで議論を進め、12 月上旬に基準に関する基本的な考え方を、同月の上中旬には介護報酬改定の基本的な考え方をとりまとめる予定です。

2017 年度介護事業経営実態調査結果によると、2016 年度決算における全介護サービスの平均収支差率は 3.3%で、前年度比 0.5%の減少。とくに給与費割合（収入に対する給与費の割合）の伸びが経営悪化の主な要因になっていることが明らかになりました。

一方、財務省は 10 月 25 日の財政制度等審議会（財務相の諮問機関）・財政制度分科会に提出した資料で、介護サービス全体の経営状況は中小企業と比較して「概ね良好な状況」と分析。介護職員の処遇改善目的で実施した 2017 年度の臨時改定（1.14%の引き上げ）と 2018 年度改定の合計が次期介護保険事業計画の保険料負担に直結することから、「保険料負担の増を極力抑制する観点からは平成 30 年度改定（2018 年度改定）においてマイナス改定が必要」との見解を示しました。

分科会で本多伸行委員（健康保険組合連合会理事）は財務省の提案に同調し、「介護サービス事業者の経営は中小企業の状況を勘案すると、さほど悪くない。プラス改定を行う環境にはなく、各サービスの実態を踏まえた適正化や効率化を検討していく必要がある」と主張。これに対して事業者側の委員は、「これ以上の収支の悪化はサービスの質の低下やトラブルの増加を招く。引き下げを考えるような状態にはない」（稲葉雅之委員・民間介護事業推進委員会代表委員）、「制度の持続可能性のためには事業者の持続可能性も考える必要がある。本体報酬の増額を求めたい」（瀬戸雅嗣委員・全国老人福祉施設協議会理事・統括幹事）など、揃って 2018 年度改定での報酬引き上げを求めました。

◆2018 年度介護報酬改定の「基本的な視点」を大筋了承

なお、同日の分科会では 2018 年度改定に向けた「基本的な視点」が大筋で了承されま

した。視点は、(1) 地域包括ケアシステムの推進、(2) 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、(3) 多様な人材の確保と生産性の向上、(4) 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保—の4項目で構成。個別項目の具体例には、利用者本人が希望する場所での状態に応じた医療・介護と看取りの実施、高齢者の自立支援と要介護状態の軽減または悪化の防止に資する介護サービスの推進、ロボット技術・ICTの活用—などがあげられています。

②地域区分と福祉用具貸与の報酬・基準を議論 介護給付費分科会

社会保障審議会・介護給付費分科会は10月27日、地域区分と福祉用具貸与の報酬・基準について、検討しました。地域区分については2017年度の臨時改定の審議報告で、全ての隣接地域の地域区分が当該地域よりも高くなる場合や、逆に低くなる場合の特例を設ける方針が打ち出されました。具体的には、高い地域区分に囲まれた場合は、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域で一番低い区分までの範囲内での区分選択を認め、逆に低い地域区分に囲まれた場合は、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域で一番高い区分までの範囲内での区分選択が認められる（完全囲まれルール）。また、2015年度改定での地域区分見直しに伴う経過措置の期限を2017年度末から2020年度末まで延長することなども提言されました。

厚生労働省は、提言を受けて完全囲まれルールと経過措置の対象自治体の意向調査を実施。その結果を踏まえて2018年度からの地域区分の級地設定を行うことを提案しました。意向調査によると2018年度から級地が変更になるのは48自治体で、全て引き上げ変更。内訳は、完全囲まれルールの適用4自治体、経過措置の変更14自治体、経過措置終了27自治体、広域連合の新設3自治体—となっています。また介護報酬の1単位当たり単価は、地域差を考慮し、人件費割合に応じてサービスごと、地域区分の級地ごとに10円～11.40円の範囲内で設定されています。この人件費割合について厚労省は、2017年度介護事業経営実態調査を特別集計した結果を踏まえ、必要があれば見直すことを提案しました。なお、前回2015年度改定では、短期入所生活介護の人件費割合を45%から55%に引き上げる見直しが行われています。

◆福祉用具貸与の平均貸与価格公表と上限価格設定の運用案を提示

一方、福祉用具貸与では、貸与価格のばらつきを是正し、価格の適正化を図る目的で、2018年10月から、国による全国平均貸与価格の公表と、貸与価格への上限設定（全国平均貸与価格+1標準偏差）が行われることが決まっています。厚労省は分科会に2019年度以降の新商品も3カ月に1度の頻度で同様の取り扱いを適用することを提案しました。具体的には、月平均100件以上など、一定以上の貸与件数がある商品を対象に選定。全国平均貸与価格や貸与価格の上限は、概ね年1回の頻度で見直す。このほか、福祉用具貸与事業者の運営基準に、利用者への貸与に際して、▽貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明する▽機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示する▽利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付する—ことを求める規定を設ける考えを示しました。

当日の資料などについては、下記URLにアップされています。あわせてご覧ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000182801.html>